

袖 障 第 4 4 6 1 号
令和 6 年 2 月 2 7 日

市内障害福祉サービス事業所 各位

袖ヶ浦市福祉部障がい者支援課長

就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）における在宅でのサービス
利用をする場合の取扱いについて（通知）

平素より、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、在宅でのサービス利用における支援の提供につきましては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）により対応していただいているところです。

本市においては、在宅でのサービス利用が適切に実施されていくために、令和 6 年 3 月以降における就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）における在宅でのサービス利用の取扱いを下記のとおり定めましたので、通知いたします。

記

1 在宅でのサービス利用対象者

就労移行支援及び就労継続支援（A 型、B 型）のサービス利用で、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者

2 在宅でのサービス利用までの流れ

別紙「在宅でのサービス利用に関する届出書」を提出後、市で対象者と判断した者には、受給者証に「在宅支援可」と記載します。

3 提出先

障がい者支援課支援班

4 その他

- （1）届出については、支給申請ごと（新規・変更・更新）に申請書に併せて提出が必要となります。
- （2）令和 6 年 3 月 1 日以降にも引き続き在宅でのサービス利用を希望する場合は、（1）に関わらず速やかに「在宅でのサービス利用に関する届出書」の提出をしていただきます。

- (3) 在宅でのサービス利用を実施する場合の要件については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）をご確認ください。

【参考】

次のアからキまでの要件を満たすこと。また、在宅での就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規定において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者（千葉県等）から求められた場合には、提出できるようにしておくこと。

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 在宅利用者の支援に当たり、1 日 2 回は連絡、助言又は進捗の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1 日 2 回を超えた対応も行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。
- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

- (4) 在宅でのサービス利用を認めた対象者については、障害福祉サービス受給者証に在宅でのサービスを認めた旨の記載をします。なお、既に受給者証の発行を受けていて、申請者、通所事業所、計画相談支援事業所及び市において認識の共有ができている場合は、次回の受給者証発行の際に、当該文言について印字するものとします。
- (5) 在宅でのサービス利用実施した日については、国保連請求（伝送）の実績記録票の備考に在宅でのサービス利用を実施した旨を記入してください。

【問合せ先】

袖ヶ浦市福祉部障がい者支援課 支援班

TEL : 0438-62-3187 fax : 0438-62-3165